

従業員の「資格確認書」が会社宛に届いた場合の対応

◆ 「資格確認書」とは

令和6年 12月2日以降、従来の健康保険証が新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しています。

しかしながら、令和7年5月のマイナ保険証を利用した人の割合は 43.1%（推計値）と半数に届かず、マイナ保険証の利用登録解除を申請する人もいる（6月の受付件数は 12,263 件）ため、マイナ保険証を保有していない人（マイナカードの電子証明書の有効期限切れの人も含む）すべてに、従来の健康保険証の有効期限内に「資格確認書」が申請によらず無償で交付されます。

この資格確認書は、マイナ保険証を使わずに医療機関等で保険診療を受けるために必要となる書面です。

◆送付対象者の自宅へ送付

協会けんぽでは、令和7年7月下旬より順次、令和7年 12月2日以降にマイナ保険証にて保険診療が受けられない人の資格確認書を、被保険者の自宅へと送付しています。

また、送付対象者がいる事業所に対して、送付対象者が掲載された一覧表を送付しています。

この頃あまり聞かなくなつた「マイナ保険証」の話題です。「資格確認書」は話題にならないと思いますが？

◆対象者宅に届かなかつた場合は会社宛に送付

協会けんぽの発送した資格確認書が、被保険者の転居等により宛先不明となって届かない場合もあることから、その場合は会社宛に送付するとされており、届いた場合は速やかに本人に配付してほしいとされています。

なお、これらの対応は令和7年4月 30 日時点の情報に基づき行われているため、既に退職等により資格喪失している人について、一覧表に掲載されたり資格確認書が届いたりする可能性があります。

「マイナンバーカードの健康保険証利用について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html

【全国健康保険協会「お知らせ（令和7年8月）】

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g1/r7-8/7080501/>



独禁法上の問題につながる おそれのある荷主の行為

強い立場を利用して、出入り業者に無償で労務を提供させたり等々の違法行為が常態的に行われているように思います。

公正取引委員会では、荷主と物流事業者との取引の公正化に向けた調査を継続的に行ってています。令和6年度の調査結果報告によると、現下の労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコスト上昇分の取引価格への反映の必要性について協議をすることなく取引価格を据え置く行為等が疑われる事案に関して、荷主100名に対する立入調査を行ったとしています。また、調査の結果を踏まえ、独占禁止法上の問題につながるおそれのある行為を行った荷主（646名）に対して注意喚起文書を送付しています。以下、問題につながるおそれのある行為として挙がった主な事例を紹介します。

○不当な給付内容の変更およびやり直し

荷主（飲食料品卸売業）は、物流事業者に対し、定期便として発注した運送業務を集配送当日にキャンセルしたが、そのような突然のキャンセルに伴い物流事業者が負担した車両の手配に要した費用を支払わなかつた。

○代金の支払遅延

荷主（飲食料品小売業）は、物流事業者に対し、自社の事務処理が間に合わないことを理由に、あらかじめ定めた支払期日を超過して運賃を支払つた。

○買いたたき

注意喚起文書を送付した荷主の行為類型別内訳で、96件、割合12.9%。

具体的な事例：荷主（機械器具卸売業）は、物流事業者から、それまで無償で提供させていた附帯業務の料金が上乗せされた見積書を受け取ったにも

かかわらず、理由を一切説明すことなく、運賃を一方的に据え置いた。

○不当な経済上の利益の提供要請

荷主（その他の卸売業）は、物流事業者に対し、契約では、運送の委託しかしていないにもかかわらず、運送した荷物の荷卸し、検品及び棚入れを無償で行わせた。

○代金の減額

荷主（物品販賣業）は、物流事業者に対し、理由を一切説明することなく、あらかじめ定めた運賃を一方的に減額して支払った。

○割引困難な手形の交付

荷主（機械器具卸売業）は、物流事業者に対し、運賃として手形期間150日の約束手形を交付した。

○物の購入強制・役務の利用強制

荷主（家具・装備品製造業）は、物流事業者に対し、自社が開催する展示会における家具の運送等の委託をする際に、自社製品を購入させた。

【公正取引委員会「(令和7年6月24日)令和6年度における荷主と物流事業者との取引に関する調査結果及び優越的地位の濫用事案の処理状況について】

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/jun/250624_buttokuchousakekka.html



マイナ保険証がスマホでも利用できるようになります

現在、マイナンバーカードの保有者は、アプリのダウンロードによりマイナンバーカードの機能をスマートフォンで利用できますが、9月よりマイナ保険証の機能が搭載され、機器の準備が整った医療機関等で利用できるようになります。

◆マイナ保険証をスマホで使うには？

マイナンバーカードをスマートフォンで使うためには、マイナポータルアプリをダウンロードする必要があります。そして、下記を準備しなければなりません。

- ・実物のマイナンバーカード
- ・券面入力用暗証番号（数字4桁）※iPhoneのみ
- ・マイナンバーカードの署名用電子証明書のパスワード（市町村窓口で設定した英数字6桁～16桁）

マイナポータルアプリからマイナンバーカードをスマートフォンにかざして読み取ると、ログインが完了します。ログイン後、マイナンバーカードの健康保険証利用登録を行います。

次に、マイナンバーカードの機能をスマートフォンに搭載します。詳細は下記デジタル庁の Web サイトを確認してください。

◆受付時の操作

医療機関等での受付方法は、マイナ保険証で受付をする際と同様に、顔認証付きカードリーダーを使います。受付画面で該当する端末を選択し、端末で本人認証を行い、スマートフォンが搭載されたマイナ保険証をスマホ用の汎用カードリーダーにかざすと、同意情

マイナ保険証をスマホで使うことも便利です。スマホですべて管理するのも便利ですが、危険性はないのでしょうか。

報の入力に進みます。

◆従来の健康保険証はいつまで使えるか？

なお、従来の健康保険証は、マイナ保険証への移行に伴い、順次有効期限（最長で今年の12月1日）を迎えます。そのため、マイナンバーカードを持っていない人やマイナ保険証の利用登録をしていない人には、健康保険組合や自治体から「資格確認書」が交付されます（後期高齢者医療制度に加入の人や、新たに加入される人等は令和8年7月末までの暫定措置としてマイナ保険証の保有状況にかかわらず交付）。これを医療機関の窓口に提示すれば、これまでと同様に保険診療を受けることができます。

【厚生労働省「9月からマイナ保険証がスマホでも使えます】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000147284_00021.html



長時間労働が疑われる事業場に対する令和6年度の監督指導結果

81.1%で労働基準関係法令違反が認められたということは、19%しか法令を守っていないということですが。

厚生労働省から、令和6年度に長時間労働が疑われる事業場に対して労働基準監督署が実施した監督指導の結果が、監督指導事例等とともに公表されました。この監督指導は、各種情報から時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を対象としています。

結果のポイントは下記のとおりです。厚生労働省では、今後も長時間労働の是正に向けた取組みを積極的に行うとともに、11月の「過重労働解消キャンペーン」期間中に重点的な監督指導を行うとしています。

◆監督指導結果のポイント

1. 監督指導の実施事業場：26,512事業場

26,512事業場に対し監督指導を実施し、21,495事業場（81.1%）で労働基準関係法令違反が認められた。

2. 主な違反内容（1. のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場）

① 違法な時間外労働があったもの：11,230事業場（42.4%）

うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が月80時間を超えるもの：5,464事業場（48.7%）

うち、月100時間を超えるもの：3,191事業場（28.4%）

うち、月150時間を超えるもの：653事業場（5.8%）

うち、月200時間を超えるもの：124事業場（1.1%）

② 賃金不払残業があったもの：2,118事業場（8.0%）

③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの：5,691事業場（21.5%）

3. 主な健康障害防止に関する指導の状況（1. のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場）

① 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの：12,890事業場（48.6%）

② 労働時間の把握が不適正なため指導したもの：4,016事業場（15.1%）

【厚生労働省「長時間労働が疑われる事業場に対する令和6年度の監督指導結果を公表します】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_59983.html



40歳から始める職場の転倒対策

最近、職場での転倒事故が増えています。東京労働局の調査によれば、休業4日以上の労働災害の約3割が転倒によるものでした。ヒトの筋肉量は30歳以降年間1%くらいの割合で減少していく、40歳代からは加齢に伴う身体機能の低下が徐々に始まるとしており、筋力低下やバランス感覚の衰え、視力の変化が転倒のリスクを高めます。フレイルとは、加齢によって心身の機能が低下し、外部の変化に対応しにくくなる状態であり、早めの対策が重要です。「まだ大丈夫」と思っていても、身体機能の衰えは思ったより早く始まります。

◆職場環境と日常業務の見直しによる転倒対策

転倒災害は予防できる事故です。まずは通路の整理整頓、適切な照明、滑りやすい床面の改善など、基本的な安全対策を徹底しましょう。4S（整理・整頓・清掃・清潔）活動や危険の見える化、危険予知（KY）活動を取り入れ、従業員全員が危険箇所を把握しやすくすることも効果的です。

◆身体機能維持への日常的な取組み

転倒防止には個人の身体機能維持も不可欠です。厚生労働省は年齢に関わらず筋力トレーニングやストレッチの実施を推奨しています。朝礼や業務の合間に簡単な体操や柔軟運動を取り入れる、意識的に階段を使うようにするといった対策で、転倒リスクを大きく減らすことが可能です。定期健康診断で視力やバランス

転倒および落下による労災は増加しています。加齢による身体能力の衰えだけではないよう思います。

機能の変化を定期的にチェックし、必要な対応を行いましょう。

40歳を過ぎたら早めの対策を心がけることが、安全確保につながります。高齢化が進む中、従業員の年齢に合わせた安全対策は、健康維持や生産性向上にも直結する重要な経営課題です。今一度、職場の安全衛生管理を見直してみませんか。見直しについては、当事務所にもお気軽にご相談ください。

また労災に関する、労働者以外の就業者に労災保険を強制適用する場合の保険料負担などについて厚生労働省で議論が行われています。こうした動きも併せて注意しておきたいですね。

【東京労働局「令和6年労働災害発生状況】

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyoudoukyoku/content/contents/002254463.pdf>



「19歳以上 23歳未満の被扶養者に係る認定について」の通達



令和7年度税制改正において、特定扶養控除の要件の見直しおよび特定親族特別控除の創設が行われたことを踏まえ、健康保険法の被扶養者の認定対象者が19歳以上 23歳未満である場合における取扱いについて、通達が公表されました。

◆認定対象者が 19歳以上 23歳未満である場合における取扱い

認定対象者の年間収入に係る認定要件のうち、その額を130万円未満とするものについて、当該認定対象者（被保険者の配偶者を除く。）が19歳以上 23歳未満である場合にあっては150万円未満として取り扱うこと。

なお、当該認定対象者の年間収入の額に係る認定要件以外の取扱いについては、昭和 52 年通知と同じとすることとされています。

※昭和 52 年通知の内容

1. 認定対象者」が被保険者と同一世帯に属している場合

- (1) 認定対象者の年間収入が 130 万円未満（60 歳以上または一定の障害者は 180 万円未満）、かつ、被保険者の年間収入の二分の一未満である場合
- (2) (1) の条件に該当しない場合であっても、認定対象者の年間収入が 130 万円未満（60 歳以上または一定の障害者は 180 万円未満）、かつ、被保険者の年間収入を上まわっておらず、被保険者がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると認められるとき

2. 認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合

認定対象者の年間収入が、130 万円未満（60 歳以上または一定の障害者は 180 万円未満）、かつ、被保険者からの援助による収入額より少ない場合

◆船員保険法の被扶養者の認定について

上記に準じて取り扱うものとされています。

◆施行日

令和7年10月1日

9月の労務と税務の手続

10日〇源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付

30日〇健保・厚年保険料の納付

今月号の内容に関して、ご不明点などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

当事務所より一言

今年の年末調整は少々気をつけようかと思います。特に19歳以上 23歳未満である場合（大学生等）の収入には気を付けて、また適正な申告をお願いしたいと思っています。

また、基礎控除額は令和 9 年から再度変更になりますので注意が必要です。実務的には頻繁な制度の改定は、やってほしくないというのが本音です。

財務省の官僚は制度を熟知しているでしょうが、野党議員は分かっていない？